

## 経緯

消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)は、消費者庁関連3法の1つとして、平成21年5月29日に成立、同年9月1日に施行。法附則第3項において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

今般、法施行後5年を経過したことから、法の施行状況について整理・検討し、法について何らかの措置を講ずる必要があるか検討する必要。法施行後の状況等を踏まえ、これまで平成24年と平成26年の2回、法改正が行われたところ。

## 施行状況

消費者安全法の守備範囲	主な施行状況	施行状況の評価
1. 消費者事故等の情報の集約等	1. 行政機関の長等から内閣総理大臣に通知された消費者事故等の件数 平成26年度 12,078件	1. 法に基づく通知制度について、関係行政機関等への周知が十分でない面もあったが、平成27年3月に「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を改訂。制度の周知活動をさらに推進する必要。
2. 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等(注1) (注1)平成24年改正で新規追加	2. 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施件数(平成27年6月末までの累計) 9事案(うち5事案は調査終了)	2. 消費者安全調査委員会は、今後、その体制を強化し、原因究明が必要な生命身体事故等について、的確かつ迅速に事故の調査を行い、その結果に基づき再発防止策を提言する必要。
3. 消費者被害の発生・拡大の防止のための措置(注2) (注2)平成24年改正で財産被害に係る「すき間事案」への行政措置を導入	3. 法に基づく注意喚起、勧告の実施件数(平成27年6月末までの累計) 注意喚起 34件 勧告 2件	3. 生命身体分野、財産分野のいずれにおいても、消費者被害の発生・拡大を防止することは極めて重要な課題。引き続き、積極的に消費者被害の発生・拡大の防止のための措置を講じる必要。
4. 地方公共団体における消費生活相談等の実施(注3) (注3)平成26年改正で消費生活相談員の職を法律上位置づけるとともに、消費者安全確保地域協議会を組織し高齢者等を見守る仕組みを創設	4. (1) 消費生活相談の件数 平成26年度 943,738件 4. (2) 消費生活相談窓口数 平成26年4月1日現在 1,717箇所	4. 全国の地方公共団体における消費生活相談窓口の整備は完了したが、依然、地方における体制整備については、都道府県によってばらつきがある。 また、高齢者の相談が多い中で、トラブルの未然防止や拡大防止には、家族のみならず、病院、行政等が協力して、見守りを強化していくことが重要。 今後、平成27年3月に取りまとめられた「地方消費者行政強化作戦」について、平成26年法改正(平成28年度施行予定)に関係する「相談体制の質の向上」と「見守りネットワーク」の構築は、法施行に向けた準備という観点からも、同作戦を推進する必要。

## 結論

消費者事故等の情報収集、原因調査、被害の発生・拡大防止措置については、法律上のスキームは整備されており、今後、実効性を高めるため、運用面の一層の充実・強化に取り組むことが必要。  
地方公共団体における消費生活相談等については、平成26年法改正の平成28年度の施行に向け、着実に準備を実施することが必要。